

「ぎふし子育て応援アプリ」 イベント情報掲載規約

平成 29 年 3 月 6 日決裁

平成 29 年 4 月 1 日決裁

令和 3 年 3 月 9 日決裁

令和 5 年 9 月 19 日決裁

(趣旨)

第1条 本規約は、岐阜市が提供する「ぎふし子育て応援アプリ」(以下「アプリ」という。)におけるイベント情報の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第 2 条 アプリへのイベント情報の掲載は、次の各号のいずれかに該当する団体に対し、行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公益法人
- (3) 主に本市で活動する団体 (前 2 号に掲げるものを除く。)
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が適当と認める団体

2 前号の規定にかかわらず、市長は、アプリへのイベント情報の掲載を希望するものが、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、イベント情報の掲載を行わないものとする。

- (1) 現に公の秩序又は善良の風俗に反する行為 (以下「公序良俗違反行為」という。)を行い、又は過去に公序良俗違反行為を行ったこと等により、公序良俗違反行為を行うおそれがあると認められる団体
- (2) 前号に掲げる団体を構成員に含む団体その他同号に掲げる団体と密接な関係を有する団体
- (3) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (4) 暴力団、暴力団員 (暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。) 又は岐阜市暴力団排除条例 (平成 24 年岐阜市条例第 13 号) 第 6 条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者 (以下「暴力団等」という。) を構成員に含む団体その他暴力団等と密接な関係を有する団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、アプリへのイベント情報の掲載を行うことが適当でないと認められる団体

(対象イベント)

第3条 アプリに掲載するイベント情報は、原則として岐阜市内を開催地とし、主に小学校低学年までの子どもとその保護者を対象とするものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公共機関が主催、共催、後援するもの、又は公共機関から掲載依頼のあったもの
- (2) 目的及び内容が、子ども・子育て支援に寄与するものであって公共性の高いもの
- (3) その他、市長が必要と認めるもの

- 2 入場料その他の費用を徴収するものにあつては、徴収の額及び目的が適正かつ明確であるものとする。
- 3 第1項の規定に該当するイベントであっても、次の各号のいずれかに該当するものは、アプリへの掲載は行わないものとする。
 - (1) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの
 - (2) 特定の政治団体又は宗教団体を支持し、若しくは支援し、又はこれらに反対することを目的とするもの
 - (3) 特定の思想又は主義主張に関し、署名その他支持を求める等、行政の中立性を損なうおそれがあるもの
 - (4) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (5) 営利又は商業宣伝を主たる目的とするもの
 - (6) 特定の団体の宣伝又は売名を目的とするもの
 - (7) 前条第2項第1号又は第2号に掲げる団体から後援等を受けるもの
 - (8) 暴力団等が関与するもの
 - (9) 行政の運営に支障を及ぼすもの
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、アプリへのイベント情報の掲載を行うことが適当でないとするもの

(申請手続等)

第4条 イベント情報の掲載を希望する主催者は、「ぎふし子育て応援アプリ」イベント情報掲載申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) イベントの目的、概要及び計画が確認できる書類
 - (2) 主催者の活動の内容が確認できる書類
 - (3) 申出書（様式第2号）
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 申請書及び前項各号に掲げる書類は、イベントの実施日の1か月前までに提出するものとする。ただし、期限までに提出することができない場合について、市長が特に認めるときは、この限りでない。
 - 3 同一年度内で2回目以降の申請をする場合は、第4条第1項第2号の書類を省略することができる。

(決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受け付けたときは、その内容を審査し、その結果を「ぎふし子育て応援アプリ」イベント情報掲載通知書（様式第3号）により同条の規定により申請を行った主催者に通知するものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、イベント情報掲載の決定に当たり、必要な条件を付することができる。

- 2 前条の申請書の記載事項に変更が生じた場合は、申請者は、速やかに再申請をしなければならない。

(決定の取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、イベント情報掲載の決定を取り消すことができる。この場合において、当該取消しによって主催者が受けた損害については、市は、その賠償の責めを負わない。

(1) 虚偽の申請によりイベント情報掲載の決定を受けたとき。

(2) 法令若しくはこの規約の規定又はイベント情報掲載の決定に付した条件に違反したとき。

(3) イベントを中止したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定によりアプリへの掲載の決定を取り消したときは、その理由を付して当該決定を受けたものに「ぎふし子育て応援アプリ」イベント情報掲載取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第7条 第4条の規定による申請については、これらの規定にかかわらず、岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年岐阜市第42号）第3条第1項から第3項までの規定を準用する。

(サービスの中断、停止)

第8条 市長は、以下のいずれかに該当する場合、申請者の承諾なしにサービスの一部もしくは全部を一時中断、または停止する場合がある。

(1) システム定期保守、更新ならびに緊急の場合

(2) 火災、停電、天災などの不可抗力により、サービスの提供が困難な場合

(3) インターネットを通じての不正な侵入により、サービスの提供が困難な場合

(4) その他、不測の事態によりサービスの提供が困難と判断した場合

2 このような事態に伴い、申請者に不利益、損害が発生した場合、市長はその責任を負わないものとする。

(市の免責)

第9条 市長は、理由の如何を問わず、アプリの提供が遅延し、又は中断したことに起因して申請者又は第三者が被った損害について、一切の責任を負わないものとする。

附則

この規約は平成29年3月13日から実施するものとする。

附則

この規約は平成29年4月1日から実施するものとする。

附則

この規約は令和5年10月2日から実施するものとする。